

平成26年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

平成27年7月24日（金）
鹿児島県環境林務部環境保全課
大気係（099-286-2627）

大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質（21物質）に係るモニタリング調査結果については、次のとおりである。

県内6地点で調査した結果、環境基準が設定されている4物質など、全て基準値を達成した。

1 測定方法

(1) 対象物質

区 分	物 質 名
環境基準設定物質 （4物質）	ベンゼン，トリクロロエチレン， テトラクロロエチレン，ジクロロメタン
指針値設定物質 （9物質）	アクリロニトリル，塩化ビニルモノマー， クロロホルム，1,2-ジクロロエタン， 水銀及びその化合物，ニッケル化合物， ヒ素及びその化合物，1,3-ブタジエン， マンガン及びその化合物
その他の有害大気汚染物質 （8物質）	アセトアルデヒド，塩化メチル， クロム及びその化合物，酸化エチレン， トルエン，ベリリウム及びその化合物， ベンゾ[a]ピレン，ホルムアルデヒド，

(2) 測定地点数及び測定回数

測 定 地 点	測 定 回 数
全国標準監視地点 4地点（鹿児島市，鹿屋市，霧島市，南さつま市）	年6回（1回/2月）
地域特設監視地点 2地点（薩摩川内市，始良市）	年6回（1回/2月）

(3) 実施機関

鹿児島県，鹿児島市

2 測定結果の概要

- (1) 環境基準が設定されている4物質については、全て環境基準を達成した(表1)。

表1 環境基準設定物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	環境基準
ベンゼン	0.52 ~ 1.1	3 以下
トリクロロエチレン	0.014 ~ 0.024	200 "
テトラクロロエチレン	0.022 ~ 0.071	200 "
ジクロロメタン	0.71 ~ 0.86	150 "

- (2) 指針値が設定されている9物質については、全て指針値以下であった(表2)。

表2 指針値設定物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	指針値
アクリロニトリル	0.0030 ~ 0.015	2 以下
塩化ビニルモノマー	0.0050 ~ 0.014	10 "
クロホルム	0.10 ~ 0.14	18 "
1,2-ジクロロエタン	0.10 ~ 0.13	1.6 "
水銀及びその化合物	0.0010 ~ 0.0012	0.040 "
ニッケル化合物	0.00078 ~ 0.0016	0.025 "
ヒ素及びその化合物	0.00048 ~ 0.0011	0.006 "
1,3-ブタジエン	0.028 ~ 0.10	2.5 "
マンガン及びその化合物	0.0068 ~ 0.024	0.14 "

- (3) 環境基準等が設定されていない8物質については、平成25年度の全国の年平均値と比較して、同程度若しくはそれ以下であった(表3)。

表3 その他の有害大気汚染物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	平成25年度の全国の状況 ^(注)	
		年平均値	年平均値の範囲
アセトアルデヒド	1.1 ~ 1.5	2.2	0.48 ~ 10
塩化メチル	1.3 ~ 1.5	1.5	0.12 ~ 6.3
クロム及びその化合物	0.00083 ~ 0.0016	0.0051	0.00038 ~ 0.047
酸化エチレン	0.046 ~ 0.077	0.085	0.019 ~ 0.76
トルエン	1.3 ~ 11	7.6	0.50 ~ 34
ベリリウム及びその化合物	0.0000080 ~ 0.000032	0.000023	0.0000067 ~ 0.00016
ベンゾ[a]ピレン	0.000044 ~ 0.000079	0.00023	0.000011 ~ 0.0048
ホルムアルデヒド	1.1 ~ 1.9	2.7	0.68 ~ 8.1

(注) 「平成25年度の全国の状況」とは、環境省がとりまとめた平成25年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果である。